

改正	昭和26年11月27日規則第102号 昭和31年2月14日規則第9号 昭和34年11月24日規則第13号 昭和35年12月16日規則第98号 昭和39年3月6日規則第10号 昭和43年5月24日規則第51号 昭和47年2月15日規則第7号 昭和49年3月19日規則第12号 昭和52年3月8日規則第5号 昭和53年4月1日規則第26号 昭和54年3月9日規則第4号 昭和56年3月20日規則第19号 昭和58年2月22日規則第6号 昭和60年2月26日規則第7号 平成5年3月9日規則第12号 平成7年3月31日規則第23号 平成9年3月25日規則第16号 平成11年12月28日規則第93号 平成15年1月28日規則第2号 平成20年3月31日規則第28号 平成26年3月25日規則第26号	昭和29年9月10日規則第62号 昭和32年10月15日規則第93号 昭和35年9月6日規則第71号 昭和38年10月1日規則第85号 昭和42年9月20日規則第71号 昭和44年2月14日規則第4号 昭和47年3月31日規則第62号 昭和50年3月14日規則第15号 昭和52年5月16日規則第45号 昭和53年9月26日規則第69号 昭和55年3月24日規則第20号 昭和57年9月3日規則第75号 昭和59年6月29日規則第66号 平成元年3月20日規則第16号 平成6年3月31日規則第115号 平成8年3月19日規則第8号 平成11年3月31日規則第41号 平成12年3月31日規則第62号 平成18年11月21日規則第111号 平成25年8月30日規則第68号 平成26年9月26日規則第90号
----	--	---

狂犬病予防法施行細則をここに公布する。

狂犬病予防法施行細則

(総則)

第1条 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行については、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和29年規則62号・平成7年23号〕

(事務の委任)

第1条の2 法第14条第1項の規定により、犬、猫、あらいぐま、きつね及びスカンク(以下「犬等」という。)の死体を解剖し、及び狂犬病にかかった犬等を殺すことを許可する事務は、保健福祉事務所に委任する。

2 次の各号に掲げる事務は、神奈川県動物保護センター所長(以下「動物保護センター所長」という。)に委任する。

(1) 法第6条第2項の規定により、捕獲人を指定すること。

(2) 法第18条第1項の規定により、予防員をして係留されていない犬を抑留させること。

追加〔昭和42年規則71号〕、一部改正〔昭和47年規則62号・52年45号・55年20号・平成7年23号・11年41号・12年62号・20年28号〕

第2条 削除

〔平成12年規則62号〕

(狂犬病予防技術員)

第3条 動物保護センター所長が別に命ずる者を除き、法第6条第2項の規定による狂犬病予防技術員の指定を受けようとする者は、狂犬病予防技術員指定申請書(第2号様式)を動物保護センター所長に提出しなければならない。

2 狂犬病予防技術員は、犬の捕獲の業務に従事するときは、省令第14条に規定する証票のほか、動物保護センター所長が交付する身分証明書(第3号様式)を携帯しなければならない。

全部改正〔昭和38年規則85号〕、一部改正〔昭和43年規則51号・47年62号・52年45号・平成7年23号〕

(抑留所)

第4条 予防員は、法第6条又は法第18条の規定により犬を抑留しようとするときは、県が経営する犬の抑留所に抑留しなければならない。

2 予防員は、前項により犬を抑留したときは、抑留犬台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

一部改正〔昭和47年規則62号〕

(評価等)

第5条 政令第5条の規定による犬等の評価は、評価人の合議により決定しなければならない。

2 評価人のうち1人は、県職員をもつて充てる。

全部改正〔昭和43年規則51号〕、一部改正〔平成11年規則41号・18年111号〕

(予防注射に要する費用、犬の飼養管理費及び返還に要する費用)

第6条 法第5条若しくは法第13条の規定により予防注射を行ったとき又は法第6条若しくは法第18条の規定により抑留した犬を返還するときは、犬の所有者から次に掲げる額の費用を徴収するものとする。

(1) 犬の狂犬病予防注射に要する費用 1頭につき 3,050円

(2) 犬の抑留中の飼養管理費 1日1頭につき 1,000円

(3) 抑留犬の返還に要する費用 1頭につき 1,500円

全部改正〔昭和31年規則9号〕、一部改正〔昭和32年規則93号・39年10号・43年51号・44年4号・47年7号・49年12号・50年15号・52年5号・53年26号・69号・54年4号・56年19号・58年6号・60年7号・平成元年16号・5年12号・8年8号・9年16号・25年68号・26年26号・90号〕

(予防注射に要する費用の減免)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、保健福祉事務所長及び動物保護センター所長は、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬に対し法第5条又は法第13条の規定により予防注射を行ったときその他特別の事由があると認めるときは、前条第1号の費用を減免することができる。

追加〔昭和56年規則19号〕、一部改正〔平成15年規則2号・20年28号〕

(損害の補償)

第7条 法第6条第10項又は法第14条第2項の規定による損害の補償を受けようとする所有者は、申請書(第4号様式)を動物保護センター所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出のあったときは、政令第5条の規定により予防員が評価人に評価させた額を基準としてその額を補償する。

一部改正〔昭和29年規則62号・平成12年62号〕

(集合施設の開催届)

第8条 犬の展覧会又は競技会その他集合施設を開催しようとするときは、その主催者は、開催日の10日前までに開催する場所を所管する保健福祉事務所長に届け出なければならない。

一部改正〔平成7年規則23号・12年62号・20年28号〕

第9条 削除

〔平成12年規則62号〕

(予防員の報告事項)

第10条 予防員は、狂犬病及び疑似狂犬病発生報告をその都度保健福祉事務所長を経由の上知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和32年規則93号・35年71号・47年62号・52年45号・平成12年62号・20年28号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和26年11月27日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和29年9月10日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和31年2月14日規則第9号）

この規則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則（昭和32年10月15日規則第93号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年2月24日規則第13号抄）

1 この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年9月6日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年8月1日から適用する。

附 則（昭和35年12月16日規則第98号）

この規則は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則（昭和38年10月1日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月6日規則第10号）

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和43年5月24日規則第51号）

この規則は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年2月14日規則第4号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年2月15日規則第7号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第62号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月19日規則第12号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月14日規則第15号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月8日規則第5号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月16日規則第45号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第18条、第21条、第23条及び第39条に規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和53年4月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月26日規則第69号）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月9日規則第4号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月24日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日規則第19号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月3日規則第75号）

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月22日規則第6号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日規則第66号）

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月26日規則第7号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日規則第16号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月9日規則第12号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第115号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の規定による証票等は、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成7年3月31日規則第23号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月19日規則第8号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月25日規則第16号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 改正前の様式による身分証明書でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の様式による身分証明書とみなす。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第62号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成15年1月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月21日規則第111号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第28号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年8月30日規則第68号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第26号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日規則第90号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

第1号様式 削除

[平成12年規則62号]

第2号様式

(第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和35年規則71号〕、一部改正〔昭和35年規則98号・43年51号・47年62号・52年45号・平成6年115号・7年23号・11年41号〕

第3号様式

(第3条関係)

追加〔昭和38年規則85号〕、一部改正〔昭和47年規則62号・52年45号・平成6年115号・11年41号・20年28号〕

第4号様式

(第7条関係)

全部改正〔平成11年規則41号〕、一部改正〔平成11年規則93号〕